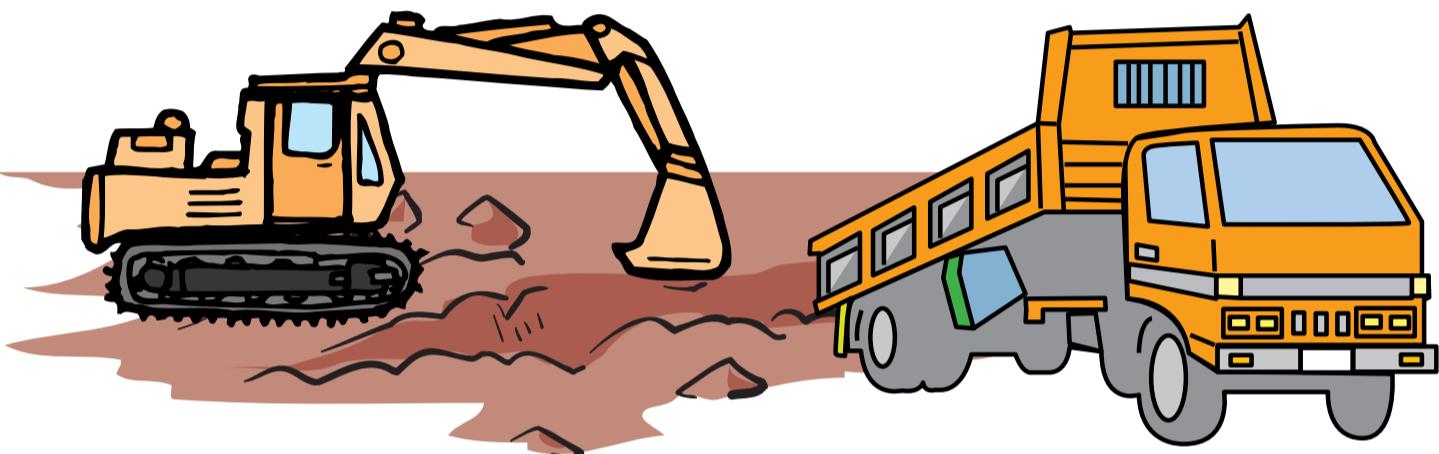


# そうさ 匝瑳議会だより

発行／匝瑳市議会  
編集／匝瑳市議会報編集委員会  
〒289-2198 匝瑳市八日市場ハ793番地2  
TEL 0479(73)0099 FAX 0479(73)0789  
ホームページ <http://www.city.sosa.lg.jp/>

## 特集

### 改良土(再生土)を禁止する 「匝瑳市土地の埋立て等及び 土砂等の規制に関する条例」を制定！



平成31年3月定例会に、多数の市民から「再生土等の埋立て・盛土等を禁止する匝瑳市条例の制定を求める陳情書」が提出され、市議会において採択しました。飯高地区など山間部だけでなく野原地区など平坦部でも改良土（再生土）と言われる土砂が埋立て、盛土、山積みされ、市民から「再生土は、産廃由来のものであり植栽に適さず成分の安全性の保障もなく自然環境の破壊、土壤・農業用水・地下水の汚染が懸念されるなど居住環境の侵害、盛土の崩落、大型搬入ダンプによる公共道路の損壊もあり、市条例で禁止して欲しい」との訴えがありました。

市長は、市民の声に応えて3月定例会に「匝瑳市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例案」を提案、しかし、質疑を行う中で、内容に欠落部分があるとして条例案の撤回、一部修正の上で再上程しました。しかし、肝心の「改良土（再生土）の禁止」等は盛り込まれず、規制が弱いことから、議会で市長提案を修正するため、産業建設常任委員を中心とした議員から、改良土（再生土）の禁止、住民同意を含む条例の修正提案があり、対象となる改良土（再生土）の定義と認識について、必要以上の条例厳格化（適正な改良土利用及び住民同意の範囲等）による市政発展への影響について、条例と規則での運用上の違いについて、原案を修正する意義についてなどに関する質疑があり、賛成多数で可決しました。なお、本条例の施行日は、令和元年6月1日となります。

今後は、市民のみなさんが監視員となり、自然と生活、健康保全に関心を持つことが大切です。

条例内容	修正した市長提案	採択した議員発議
第1条 目的	自然環境の保全、市民の健康を守る記述がない	「動植物の生息、生育環境を保全、土壤・地下水の汚染、災害の未然防止、市民の健康と生活の安全確保する」を加筆する
第2条 定義	各地で問題になっている改良土（再生土）の説明がない	定義に、「改良土（再生土）とは、土砂等又は廃棄物を人為的に加工し、又は添加して、その形状を改良したものをいう。」を加筆する
第11条 住民同意	「周辺住民に対する説明会の実施と同意を得ること」とあるが、周辺住民の同意要件がない	「当該区域から500m以内に居住する住民への説明会の実施と居住する10分の8以上の世帯主から同意を得ること」を加筆する
第15条 許可の基準	改良土（再生土）は適正に利用すれば有用な資材であるとして、改良土（再生土）を許可基準から除外	「特定事業が改良土（再生土）を使用するものでないこと」を加筆する

#### 改良土（再生土）とは

産廃である建設汚泥等を産廃中間処理施設で脱水乾燥し、石灰やセメントなどの固化剤で固めたもので産廃処理法や廃土条例が適用されません。千葉県条例では、届け出すれば埋立てが可能であり、その結果、各地で、強アルカリで草木が枯れたり、悪臭、鉛・フッ素が検出、環境問題となっています。

#### 市長提案を修正し、議員提案で 改良土（再生土）を禁止

○禁止と住民同意要件の強化に賛成した議員  
行木光一、大木傳一郎、石田勝一、栗田剛一、浅野勝義、田村明美、石田加代、林明敏、椿日出男

○禁止と住民同意強化に反対、市長提案に賛成した議員  
苅谷進一、佐藤悟、小川博之、武田光由、平山政利、増田正義、都祭広一、宮内康幸